

犯罪被害者等支援 メニューリスト

大洲市

目 次

【大洲市の支援メニュー・対応窓口】

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 P.1

2 経済的支援

(1) 犯罪被害者等支援金 P.1

(2) 高額療養費の支給 P.1

(3) 自立支援医療の負担軽減 P.1

(4) 国民年金の支給 P.1

(5) 子育てに係る負担の軽減 P.1

(6) 市税等（国民健康保険税含む）の減免、納付 P.2

(7) 介護保険料の減免、納付 P.2

(8) 生活保護 P.2

(9) 市営住宅への入居 P.2

(10) 上下水道料金の減免、納付 P.2

(11) 母子生活支援施設への入所 P.2

(12) 就業の支援 P.2

(13) 商品・サービスに関する苦情や業業者とのトラブル P.2

(14) 多重債務に関する相談 P.2

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

(1) こころの健康相談 P.3

(2) 子育ての悩み P.3

(3) 児童虐待 P.3

(4) DV相談 P.3

(5) 女性相談 P.3

(6) 精神保健福祉 P.3

(7) 障がい者虐待 P.3

(8) 身体の障がい P.3

(9) 高齢者虐待 P.3

(10) 住所情報の保護 P.3

(11) 無料行政相談 P.3

(12) 人権相談 P.3

市の支援メニュー・対応窓口

【大洲市】

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	危機管理課 地域安全係 (市役所 別館3階) TEL 0893-24-1742 内線 353
---	---

2 経済的支援

	相談対応内容	相談・制度・サービスの概要	担当窓口
1	犯罪被害者等支援金	県と市町が一体になって、犯罪被害者の遺族をはじめ、重傷病や精神疾患を負われた方の経済的な負担を軽減します。見舞金や転居費用助成金など3万円から60万円を支援します。	危機管理課 地域安全係 (市役所 別館3階) TEL 0893-24-1742 内線 353
2	高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民課 国保係／高齢者医療係 (市役所1階) TEL 0893-24-1713 内線 153、154／156、157
3	自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 0893-24-1758 内線 161
4	国民年金の支給		
	遺族基礎年金	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	市民課 年金係 (市役所1階 国民年金窓口) TEL 0893-24-1713 内線 158、159
	障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。	市民課 年金係 (市役所1階 国民年金窓口) TEL 0893-24-1713 内線 158、159
5	子育てに係る負担の軽減		
	【出産】 妊婦のための支援給付	妊娠時と出産後の2回に分けて面談等を実施し妊婦支援給付金を支給する。なお、流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方、お子さんを亡くされた方も申請いただけます。	こども家庭センター 母子健康係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-6710 内線 76262
	【育児】 児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない、父又は母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-9919 内線 76326
	【保育】 ひとり親家庭等の 保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、世帯状況や所得に応じて軽減します。	子育て支援課 保育幼稚園係 (市役所1階) TEL 0893-24-5718 内線 133
	【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。(利用料がかかります。)	子育て支援課 保育幼稚園係 (市役所1階) TEL 0893-24-5718 内線 188
	【医療】 ひとり親家庭等 医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及び扶養している20歳までの子に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。(家庭主の所得条件があります。)	市民課 高齢者医療係 (市役所1階 ひとり親家庭医療窓口) TEL 0893-24-1713 内線 156
	【修学・就学】 母子父子寡婦福祉 資金貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するのに必要な経費をはじめとした各種資金の貸付を行います。(愛媛県貸付制度)	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-9919 内線 76326
	【修学】 就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	教育総務課 学校教育係 (市役所 別館2階) TEL 0893-24-1733 内線 454

6	市税等（国民健康保険税を含む）の減免、納付		
	【市税等（国民健康保険税を含む）の納付相談】	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 収納係 (市役所 1 階 税務課窓口) T E L 0893-24-1711 内線 123、138
	【市税の減免】		税務課 市民税係 (市役所 1 階 税務課窓口) T E L 0893-24-1711 内線 131
	【固定資産税の減免】		税務課 固定資産係 (市役所 1 階 税務課窓口) T E L 0893-24-1711 内線 128
	【国民健康保険税の減免】		税務課 市民税係 (市役所 1 階 税務課窓口) T E L 0893-24-1711 内線 129
7	介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	高齢福祉課 管理係 (市役所 1 階) T E L 0893-24-1714 内線 167
8	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	社会福祉課 生活保護係 (市役所 1 階) T E L 0893-24-1715 内線 181
9	市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	都市整備課 公営住宅係 (市役所 2 階 都市整備課窓口) T E L 0893-24-1759 内線 271、272
10	上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。	上下水道課 水道管理係 (市役所管理センター 2 階 窓口) T E L 0893-24-3753 内線 602、605、606
11	母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター 2 階) T E L 0893-57-9919 内線 76326
12	就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター 2 階) T E L 0893-57-9919 内線 76326
13	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	商工観光課 (市役所2階 消費生活相談窓口) T E L 0893-24-1790 内線 299
14	多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	商工観光課 (市役所2階 消費生活相談窓口) T E L 0893-24-1790 内線 299

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談対応内容	相談・制度・サービスの概要	担当窓口
1	こころの健康相談	こころの健康に関する不安や悩みがある方やその家族及びその関係者に対して、保健師・専門職等による相談やこころの健康に関する情報提供を行い、必要に応じて関係機関につなげます。	健康増進課 健康支援係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-23-0310 内線 76204、76209
2	子育ての悩み	子育て、子どもの成長・発達、親子関係などの悩みについて、子ども家庭支援員が相談に応じます。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-9919 内線 76325
3	児童虐待	児童虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して子どもに応じた援助を行います。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-9919 内線 76325
4	DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。また、相談内容により、必要な支援を行っている関係機関に適切につなぎます。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-9919 内線 76326
5	女性相談	困難な問題を抱える女性及びその家族に対して、女性相談支援員が相談に応じます。	こども家庭センター 家庭相談係 (大洲市東大洲270番地1 総合福祉センター2階) TEL 0893-57-9919 内線 76326
6	精神保健福祉	精神保健及び精神障がい者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 0893-24-1758 内線 172
7	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 0893-24-1758 内線 481
8	身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階) TEL 0893-24-1758 内線 103
9	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢福祉課 地域包括支援センター支援係 (市役所1階) TEL 0893-24-1714 内線 169
10	住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課 市民サービス係 (市役所1階 住民基本台帳窓口) TEL 0893-24-1710 内線 105、117
11	無料行政相談	行政相談委員が、国などの行政に対する苦情や要望、暮らしに関するさまざまな相談ごとに応じます。	総務課 行政係 (市役所3階) TEL 0893-24-1724 内線 316
12	人権相談	人権問題でお困りの場合は、お近くの人権擁護委員が相談に応じます。また、特設人権相談所を市役所などで毎月開催しています。日時等については、市役所人権啓発課までお問い合わせください。	人権啓発課 人権啓発係 (市役所3階) TEL 0893-24-1746 内線 621、622